

幕別町消費者被害防止

ネットワークニュース

第15号 平成29年6月1日

発行：幕別町消費者被害防止
ネットワーク事務局
(幕別町消費生活センター)
連絡先：0155-55-5800
設立：平成27年12月18日

消費生活センターがリニューアルオープン！！

4月17日(月)幕別町消費生活センターは、札内コミュニティプラザ内に移転し、リニューアルオープンしました。

新消費生活センターは、相談者の方のプライバシーに配慮した作りになっており、より相談しやすい体制を整えました。また、最近流行している消費者トラブルや特殊詐欺の手口に関するパンフレットや小冊子を取り揃え、啓発ポスターを掲示するなど、消費生活に関する新鮮な情報を発信しています。ぜひお気軽にお立ち寄りください。



消費生活センターとは？

専門の消費生活相談員が、契約や取引に関するトラブル、悪質な勧誘行為、多重債務などの苦情や被害の相談を受け付け、問題解決のための助言やあっせんを行っています。地方公共団体の行政サービスであり、相談は無料で予約不要です。

どんな相談を受け付けているの？

電話や訪問での悪質な勧誘、商品・サービスの契約トラブル、メールなどの架空請求、商品の品質や安全性など、お困り事がございましたらお気軽にご相談ください。

「出前講座」受付中！

消費生活相談員が、悪質商法や特殊詐欺についてお話する「出前講座」を行っています。内容や時間は応相談です。町内会や老人会の集まりにぜひご活用ください。

夜間相談を実施しています！

第1・3・5水曜日(祝日・年末年始を除く)は、午後7時まで札内相談室で、来所・電話ともに相談を受け付けています。学校やお仕事の都合で日中に相談できない方、お気軽にご相談ください。

「契約」の基礎知識

●「契約」ってなに？

私たちは、毎日の生活の中で、意識しなくてもさまざまな「契約」をしています。

くらしの中の契約例をあげてみると

- ・スーパーで食料品などを買う。
- ・アパートを借りる
- ・学習塾やエステサロンに通う。
- ・病院で診察を受ける。
- ・電車やバスに乗る。
- ・洋服をクリーニングに出す。

などがあります。

さまざまな契約トラブルや新しい巧妙な手口の悪質商法の被害を未然に防ぐために、契約に関する基礎知識を身につけておきましょう。

「契約」とは、法的な拘束力を持つ約束のことで、当事者双方の合意によって成立します。

売買契約の場合、「売りたい」というお店の意思と、「買いたい」という消費者の意思が合致すれば契約は成立します。押印や署名をしなくても、口約束だけで成立しますので、断る時には曖昧な返事をせずに「いりません」と、きっぱり断ってください。

（「結構です」という言葉などは、受け取る側によって肯定とも否定とも取れますので注意しましょう）



●契約の基本ルール

契約をするか否か、どのような形式にするのかは、当事者が自由に決めることができます。（契約自由の原則）

いったん契約すると、正当な理由がない限り、一方的にやめることはできません。しかし、場合によっては、解消が可能なこともあります。

●契約前のチェックポイント

- 自分にとって、本当に必要な商品やサービスですか？
- 勧誘や広告に惑わされていませんか？
- 他社の同種商品・サービスと品質や価格を比較しましたか？
- 今すぐ購入する必要がありますか？

●契約や購入を迷っているとき

悪質業者は、言葉巧みに商品の購入や契約を迫ってきます。不安や疑問を感じたときは、一人で判断せずに消費生活センターに相談しましょう。商品選択や契約時の注意点などを助言します。



幕別町消費生活センター	幕別相談室	札内相談室	忠類相談室
電話番号：0155-55-5800 相談時間：午前9時～午後4時 (札内は第①③⑤水曜午後7時迄)	火・木曜日 役場1階相談室 (正面玄関右手)	月～金曜日 札内コミュニティプラザ (電話相談も担当)	第②④水曜日 忠類コミュニティセンター